

新型コロナウイルス感染症に係る 特別要望書

令和4年6月

山 口 県

新型コロナウイルス感染症に係る特別要望

新型コロナウイルス感染症への対応について、本県では、市町や関係機関と一丸となって、全国トップクラスの受入病床の確保など医療提供体制の確保に努めるとともに、希望者への3回目のワクチン接種を4月末で概ね完了させるなど、感染拡大の防止に全力で取り組んでまいりました。

さらに、県民の皆様には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いし、感染の不安を抱える方を対象とする無料のPCR検査を拡充するなどの取組を進めた結果、人口10万人あたりの感染者数は、他県と比べて低い水準に留まっています。

しかし、今なお、感染力を増した変異株が次々と出現しており、未だにコロナの収束が見通せる状況にはありません。

国においては、今後、感染拡大への警戒を維持しつつ、日常をさらに取り戻す取組を進めるとされており、本県としても、こうした国の取組と連携しながら、何よりも県民の命と健康を守ることを最優先に、再度の感染拡大の防止に万全の対策を講じるとともに、落ち込んだ地域経済を確かな回復軌道に乗せるべく全力を挙げて取り組んでまいります。

ついでには、本県の新型コロナウイルス感染症対策のより一層の充実に向け、緊急かつ重要な事項についてとりまとめましたので、特段の御配慮をお願いします。

令和4年6月

山口県知事 村岡 嗣 政
山口県議会議長 柳 居 俊 学

目 次

1 検査体制・医療提供体制の整備

- (1) PCR等検査体制の強化 1
- (2) 医療提供体制等の充実・強化 1
- (3) ワクチン接種の円滑な実施 2
- (4) 保健所機能の充実・強化 2
- (5) 偏見・差別行為等の排除 3

2 社会福祉施設・学校等における感染防止対策の強化

- (1) 社会福祉施設等における感染防止対策への支援 4
- (2) 学校等における感染防止対策への支援 4

3 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実

- (1) 中小企業に対する金融支援制度の継続的な運用 5
- (2) 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実 6
- (3) 雇用対策の充実 6

4 地域経済の押し上げに向けた消費需要の喚起

- (1) 中小企業の売上回復に向けた需要喚起 7
- (2) 観光需要の喚起 7
- (3) 農林水産物の需要喚起 8

5 新型コロナウイルス感染症に係る地方財政支援について

- 今後必要となる対策への確実な財政支援 9

1 検査体制・医療提供体制の整備

《内閣官房／厚生労働省》

- 本県の新型コロナウイルス感染症については、感染力を増した変異株が次々と出現しており、未だ収束が見通せる状況にない。
- 県民の命と、安心・安全な生活を守るためには、これまでの知見を活かして、感染拡大防止対策に取り組み、コロナとの共生も想定した、万全の備えが必要である。
- ついては、PCR等検査体制や医療提供体制の充実・強化、ワクチン接種の円滑な実施、保健所の機能強化など、本県の体制整備に向けた国の支援について要望する。

(1) PCR等検査体制の強化

各地域の実情に応じた大規模なPCR検査等が実施できるよう、PCR検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援を行うとともに、検査件数の増加に対応した検査試薬等の検査用資材の安定供給や全国のPCR検査等を実施する民間検査機関等の情報共有を図ること。

また、変異株も含め全国において新型コロナウイルス検体の遺伝子分析を行う体制を整備し、国内の新型コロナウイルスの感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を示すこと。

(2) 医療提供体制等の充実・強化

重症化リスクのある要入院患者向け確保病床を最大限活用するため、受入協力医療機関に対し、平時より十分な財政支援を行うとともに、一般医療を制限した際の経営上の損失補償についても、国の責任において十分な財政措置を講じること。

併せて、重症・中等症患者の受入に中心的役割を果たしている二次・三次医療を担う医療機関や、各医療圏の専門診療科による対応が不可欠である周産期や小児等の医療を担う医療機関への手厚い財政支援を講じること。

加えて、感染拡大時における確保病床のひっ迫を防ぐため、コロナ回復後に

引き続き入院管理が必要な患者を受け入れる後方支援病床の確実な確保に向け、要入院患者向け確保病床と同様の空床補償制度の創設など、財政的支援を行うこと。

また、重症化リスクのある感染者に対し、早期の重症化予防効果の見込まれる経口薬等の治療薬について、国の責任において備蓄も含め十分な量を確保した上で、医療機関・薬局に適切に配分し、安定供給を図ること。

さらに、新型コロナウイルス感染症患者の受入有無に関わらず、院内感染防止対策を講じた医療機関や、受診控えにより減収が生じている医療機関への財政支援を行うこと。

加えて、感染急拡大時において、自宅療養者の急増に対する診察や健康観察が確実に実施できるよう、医師会等に対し、体制の構築を継続的に要請すること。

また、高齢者施設等において感染者が出た際に、施設の嘱託医や協力医療機関等の更なる協力が得られるよう、医療的支援に係るインセンティブの設定など、実効性のある具体的な方策を示すこと。

さらに、施設内療養を行う高齢者施設への補助について、医療機関への支援と同様、国において全額財源措置を講じるとともに、障害者支援施設等についても対象とすること。

(3) ワクチン接種の円滑な実施

ワクチン接種が円滑に進むよう、接種の必要性や有効性等について、国が前面に立ち、端的に分かりやすい情報発信を引き続き積極的に行うとともに、特に4回目接種については、実施主体となる市町をはじめ県の事務負担等を十分に考慮し、情報提供等をきめ細かに行うこと。

(4) 保健所機能の充実・強化

感染拡大時においても、保健所が業務を円滑に遂行できるよう、国への各種報告事務等の見直しも含め、より効率的・効果的な運用に向けた方策を示すこと。

また、更なる外部委託の導入、専門職をはじめとする人材派遣の活用について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による財源措置を確実に行うこと。

(5) 偏見・差別行為等の排除

感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者、介護・福祉サービス等の従事者や家族に対する偏見や差別は決して許されるものではないことから、国民への正しい情報の提供による風評被害の防止対策を行うとともに、偏見・差別を受けた方の人権を守る対策を講じること。

2 社会福祉施設・学校等における感染防止対策の強化

《文部科学省／厚生労働省》

- 今後、新型コロナウイルスとの「共存」を前提として、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図っていくためには、重症化リスクの高い高齢者等の感染防止対策が重要となる。
- 同時に、最近の感染拡大局面においては、若年層の感染が顕著になっており、その抑制にも取り組むことが必要である。
- 特に、社会福祉施設や学校などはクラスターの発生リスクが高く、ひとたび感染が発生すると、多数の濃厚接触者を介して大きな感染拡大につながる可能性があり、引き続き、徹底した感染防止対策を講じていく必要がある。
- ついては、感染防止対策が継続的に実施できるよう、国の支援について要望する。

(1) 社会福祉施設等における感染防止対策への支援

介護施設・障害者支援施設などの社会福祉施設等で感染が生じた場合、重症化やクラスター化のおそれが高く、徹底した感染防止対策が必要となることから、感染防止対策に取り組む社会福祉施設等への財政支援の充実を図ること。

(2) 学校等における感染防止対策への支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中であっても、幼児教育段階から高等教育段階の各学校等においては、様々な場面で、きめ細やかな感染予防対策を徹底した上で教育活動を実践し、幼児・児童・生徒の「学びの保障」に最大限取り組んでいく必要がある。

このため、国においては、各幼稚園・保育所・学校が、感染拡大防止のための保健衛生用品の購入や衛生環境の改善に向けた施設改修などに年間を通じて計画的かつ的確に取り組めるよう、十分な予算を確保すること。

3 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実

《内閣府／厚生労働省／経済産業省／中小企業庁》

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることに加え、資材不足や原材料・原油価格の高騰等により、社会経済活動の回復は依然として厳しい状況が続いており、中小企業においては、国制度を活用した「新型コロナウイルス感染症対応資金」の返済が本格化するなど、資金繰りの深刻化も懸念されている。
- また、雇用情勢の先行きは依然として不透明であり、段階的に縮減されている雇用調整助成金の特例措置等について、引き続き、地域経済・雇用情勢等を十分踏まえた柔軟な対応が必要である。
- ついては、幅広い業種の事業者が厳しい状況に立たされていることを踏まえ、本県中小企業の持続的な事業活動と雇用の維持・確保に向け、国による支援を要望する。

(1) 中小企業に対する金融支援制度の継続的な運用

中小企業においては、公的機関による様々な支援策や資金繰り支援により、持ちこたえてはいるものの、国制度を活用した「新型コロナウイルス感染症対応資金」の返済が本格化する中、順調な景気回復による企業の収益力が回復しなければ、最終的に事業継続が困難となる企業が多くなることも懸念され、引き続き、適切な金融支援を行っていくことが必要である。

また、本県では、国制度を活用した資金の創設や独自の補助制度などにより、中小企業の資金繰りを支援してきたが、こうした取組は、将来にわたり多額の財政負担が生じることが危惧される。

このため、中小企業者がコロナ禍を乗り越え事業継続できるよう、既往債務における中小企業者の負担軽減に資する対策を講じるとともに、地方が中小企業者に対する資金繰り支援を継続的かつ柔軟に実施していけるよう、十分な財政支援を講じるよう要望する。

① 実質無利子・無担保融資の返済見直し（条件変更）への支援

実質無利子・無担保融資を利用する中小企業者が返済見直し時に必要となる信用保証料について、中小企業者の支払いを伴わない補助制度を国におい

て創設すること。

② 県の信用保証協会に対する損失補償に係る財政支援措置

信用保証協会への損失補償を「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の基金の対象事業とし、当該事業に係る基金の設置期間を、損失補償に係る制度融資の融資期間が終了するまでとするなどの財政支援措置を講ずること。

③ 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において基金の対象とされている信用保証料補助事業の基金設置期間の延長

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において基金の対象事業とされている信用保証料補助事業に係る基金の設置期間を、信用保証料補助事業に係る制度融資の融資期間が終了するまでとするなどの財政支援を講ずること。

(2) 地域の経済と雇用を支える中小企業への支援の充実

新型コロナウイルス感染症の長期化により、その影響は幅広い業種の事業者に広がっており、地域経済は大きく傷んでいる。

こうした中、国においては、事業復活支援金などにより事業の継続・回復を支援しているが、今後の感染拡大や資材不足、原材料・原油価格の高騰の状況等を見据え、引き続き事業者等の実情に応じて、幅広く手厚い経済対策を講じること。

また、本県では、地方創生臨時交付金を活用し、独自の支援金支給のほか、PCR検査への補助や事業者のEC活用促進などの支援策を講じており、今後も地方がその実情に応じて施策を展開できるよう、当該交付金について、地方自治体が必要とする額を確保すること。

(3) 雇用対策の充実

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、雇用情勢の先行きは依然として不透明であることから、段階的に縮減されている雇用調整助成金の特例措置等について、雇用は遅行指数でもあるという認識に立ち、引き続き、地域経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

4 地域経済の押し上げに向けた消費需要の喚起

《内閣府／農林水産省／経済産業省／観光庁》

- 新型コロナウイルス感染症の長期化により、飲食、観光や農林水産業をはじめ、幅広い業種の事業者に影響が生じている。
- 観光産業への影響が長期化・深刻化している。また、農林水産業においても、需要の低迷による影響が続いている。
- ついては、消費需要の喚起を通じて地域経済を押し上げ、回復軌道に乗せていくため、国による支援を要望する。

(1) 中小企業の売上回復に向けた需要喚起

新型コロナウイルス感染症の長期化により、その影響は幅広い業種の事業者に広がっており、地域経済は大きく傷んでいる。

こうした中、県では、コロナ禍で落ち込んだ消費需要を強力に喚起するため、幅広い業種の店舗を支援する「頑張るお店応援プロジェクト」について、昨年度に続き、事業規模を大幅に拡充した上で実施しているほか、電子商取引市場の拡大に対応した大手ECサイト等での「やまぐちWebマーケット」の開催やECサイトで販売する送料支援などの取組を行っている。

感染症の収束が見通せない中、時機を捉えた需要喚起策を講じ、中小企業の売上回復を図ることが重要であり、今後も地方がその実情に応じて施策を展開できるよう、地方創生臨時交付金について、地方自治体が必要とする額を確保するとともに、弾力的な運用を図ること。

(2) 観光需要の喚起

観光産業への新型コロナウイルス感染症への影響は長期化・深刻化しており、これまで以上に強力な支援が必要であるため、Go To トラベル事業の速やかな再開や、都道府県が実施するGo To トラベル事業が円滑に実施できるよう措置を講じること。

また、需要喚起の事業の終了後に著しい旅行需要の反動減を招かぬよう必要な措置を検討すること。

(3) 農林水産物の需要喚起

本県では、米、日本酒、花き、高級魚等について、需要の低迷が続いていることから、県産農林水産物の割引販売等の地産・地消対策を実施し、需要の回復・拡大に取り組んでいる。

こうした県独自の取組に対し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにより、引き続き十分かつ迅速な財政支援措置を講じること。

5 新型コロナウイルス感染症に係る地方財政支援について

《内閣官房／総務省》

- 県では、新型コロナウイルスの感染拡大防止と県民生活や県内経済への影響に適切に対処するため、緊急対策等に集中的な投資を行うこととし、これまで県が進めてきた行財政構造改革を一時凍結し、国の地方創生臨時交付金等も活用しながら、必要な対策を迅速に講じてきた。
- 今年度も、長期化する新型コロナウイルス感染症等に対応するため、当初予算において、更なる感染拡大防止対策等の実施により歳出が増加し、多額の基金取崩しを余儀なくされるなど、本県財政は厳しい状況にある。
- 感染が長期化する中、強靱な財政基盤を再構築し、今後も適時適切に必要な追加対策を講じることができるよう、地方財政に対する格別な支援について要望する。

今後必要となる対策への確実な財政支援

今後も、感染拡大や資材不足、原油価格・物価高騰の状況等に応じて、迅速かつ的確な対応が行えるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方が必要とする財源について、引き続き積極的に措置すること。併せて、地方創生臨時交付金により造成する基金の設置要件の緩和など、柔軟で弾力的な運用を図ること。